

# 石狩市医療的ケア児保育利用ガイドライン

令和5年8月

石狩市保健福祉部

## 目次

### 1 基本的事項

(1) ガイドラインの目的	1
(2) 医療的ケアの内容	1
(3) 利用対象者	2
(4) 受入れ要件	2
(5) 受入れ体制	2
(6) 医療的ケア実施体制	2

### 2 医療的ケア児の入所までの手続き

(1) 保護者からの入所相談	4
(2) 医療的ケア児保育利用申込み	4
(3) 医療的ケア児保育利用の可否の審査	4
(4) 医療的ケア児保育利用の可否決定	4
(5) 入所申込み	5
(6) 支給認定	5
(7) 保育所等との調整、実施計画の作成	5
(8) 保育所等の利用開始	5
(9) 医療的ケア児、保護者、保育所等に対するフォローアップ	5

### 3 医療的ケア実施関係者の役割

(1) 市の役割	6
(2) 保育所等の役割	6
(3) 看護師等の役割	7
(4) 訪問看護事業所等の役割	7
(5) 保護者の役割	7

### 4 医療的ケア児の入所後の事情変更等について

(1) 入所後に医療的ケアの内容が変更となった場合	8
(2) 入所後に医療的ケアが必要となった場合	8
(3) 受入れ体制の変更があった場合	8

## Ⅰ 基本的事項

### (1) ガイドラインの目的

保育所等において、日常的な医療的ケアを必要とする児童に対して、安全かつ円滑に医療的ケアを実施するための基本的な方針や必要な事項を示すことを目的とします。

保育所等においては、本ガイドラインを踏まえ、保護者や関係機関が連携の下、医療的ケア児が安全な生活を過ごせるよう努めることとします。

### (2) 医療的ケアの内容

「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」(令和3年3月保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会)に基づき、以下の行為の範囲内とします。

ただし、児童の状況を総合的に勘案し、保育所等や関係機関との協議の結果、実施できないと判断する場合があります。

	概要
経管栄養	・自分の口から食事を取れなくなった人に対し、鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろう(胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる)を通じて、栄養剤を胃や腸まで送る方法。
服薬管理	・主治医の処方箋に基づき、薬の管理を日々行い、指定された時間に服薬援助を行う。処方された薬を処方通りに正しく服薬できる習慣を身に付け、薬の飲み忘れの防止、受診への意識付けを図る。
吸引	・痰や唾液、鼻汁などを自分の力だけでは十分に出せない場合に、器械を使って出す手伝いをする。吸引は、本人にとって決して楽なものではないが、痰や唾液を取り除くことで、呼吸を楽にし、肺炎などの感染症を予防するために必要。
導尿	・排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿するもの。 ・子どもの場合、成長に伴い自分で導尿ができるようになる場合もある。その場合でも、身体介助や清潔操作の介助が必要になる場合があるが、その際の介助は医行為には当たらない。
酸素療法(在宅酸素療法)の管理	・呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素供給器等を使い、酸素を補う。
気管切開部の管理	・気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管にカニューレを挿入することで気道を確保している者について、気管カニューレ周辺の管理を行う。
吸入	・呼吸器系の疾患を持つ患者が薬剤の吸入をしたり、スチームの吸入をしたりする。

人工呼吸器の管理	・人工呼吸器（肺を出入りする空気の流れを補助するために用いる機械であり、その目的は適切な換気量の維持、酸素化（酸素が血液に取り込まれること）の改善、呼吸仕事量（呼吸のために呼吸筋群が行う仕事量）の軽減を図るもの。）の動作確認や設定等の管理を行う。
インスリン注射（皮下注射の管理を含む）	・糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的なもしくは身体状況や医師の指示に合わせて主に皮下注射によりインスリンを補う。
人工肛門（ストーマ）	・病気などにより自然に排便が難しい場合に、腹部に排使用のルートを作るもの。 ・装具の開発が進み、生活上の不便や不快感は少ない。 ・人工肛門の装具の交換、排泄物の処理は医行為には当たらない。

### （3）対象児童

本市に在住又は保育所等への入所予定月の前月末までに転入予定であり、原則として1歳児クラス以上で受入れの要件を満たし、石狩市医療的ケア児等支援会議において受入可能と判断された医療的ケア児とします。

### （4）受入れ要件

受入れには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要と認められること。
- ② 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- ③ 保育所等における受入れ体制が整えられており、安全に医療的ケアが実施できること。

### （5）受入れ体制

受入れ体制は、事前に必要な体制等を確保するため、以下のとおりとします。

- ① 受入れ時期は、4月1日を基本とします。既に受入れ体制が整っている場合に限り、年度途中の受入れを可能とします。
- ② 保育を行う時間は、保育所等の開所日のうち、原則短時間保育の時間（1日8時間以内）としますが、医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、看護師や保育士の受入れ体制等を勘案して、保育所等と保護者の同意の上、決定します。

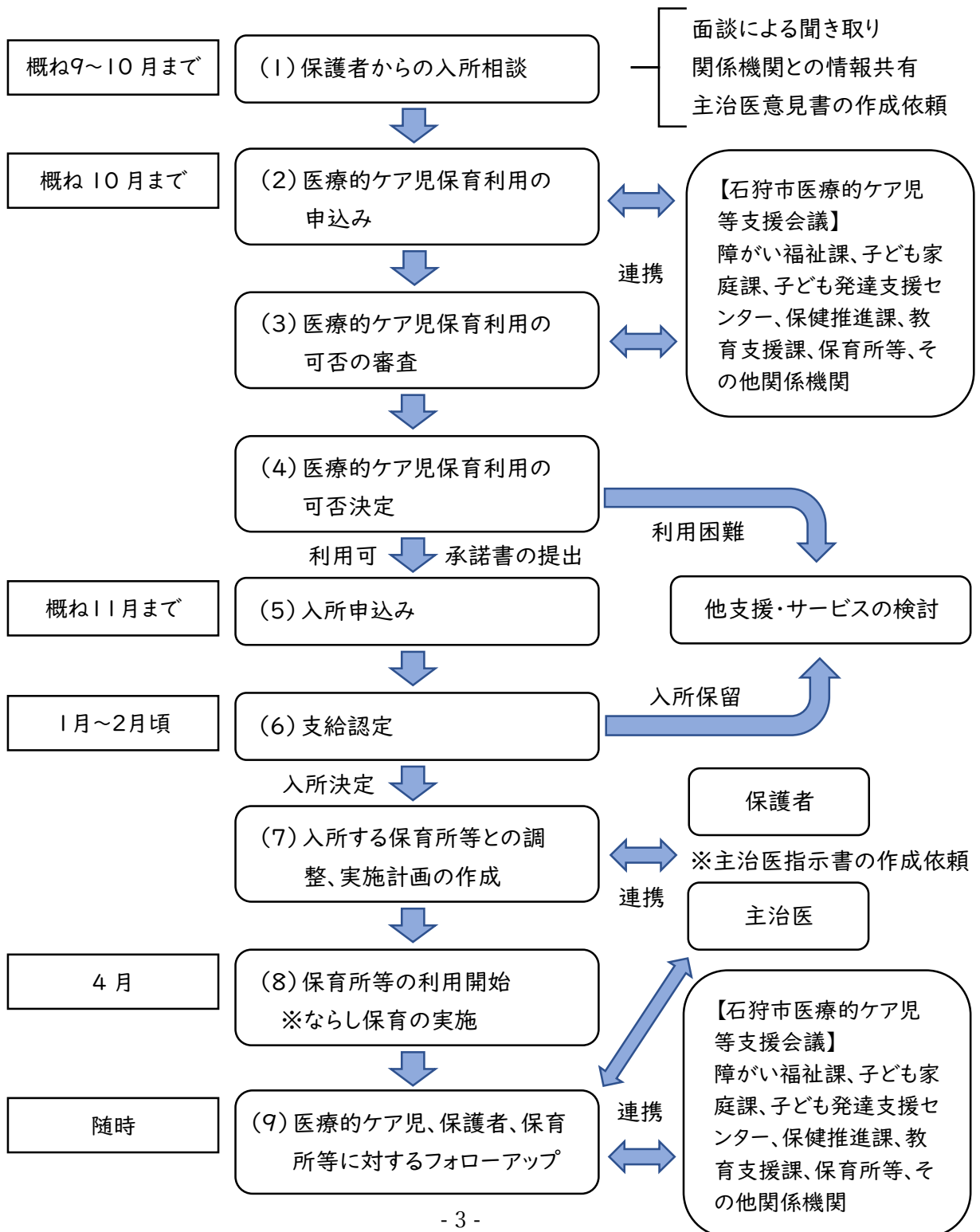
### （6）医療的ケア実施体制

- ① 保育所等における医療的ケアの実施にあたっては、各保育所等に配置又は派遣された看護師等が医師からの指示に基づき行います。
- ② 市又は保育所等が医療的ケアの実施を訪問看護事業所等に委託した場合は、委託事業者が保護者、市、保育所等と連携を図りながら、専門的な知識や技能を有する看護師等を保育所等へ派遣し、医師から指示を受けた医療的ケアを行います。

## 2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、基本として、次のとおりとします。

手続きに必要な書類の詳細については、「石狩市医療的ケア児保育利用要綱」で定めるものとします。



### (1) 保護者からの入所相談

保護者から医療的ケア児の保育利用に関して相談を受付けます。その際、児童の状況や保育所等の利用希望等について聴き取りを行うとともに、本ガイドラインに基づき、医療的ケア児の保育利用に関する申込方法や手続き、留意点等について説明します。

市は、保護者の同意のもと、入所を希望する保育所等へ相談内容を情報提供します。

#### ○ 主治医意見書の作成依頼

医療的ケア児の保育利用申込みの前に、保護者は、主治医に医療的ケア児が集団保育可能かを相談し、医療的ケアに係る主治医意見書（市指定様式）の作成を依頼します。

※主治医による文書作成に係る経費については、保護者負担とします。

### (2) 医療的ケア児保育利用申込み

保護者は、主治医意見書や児童調査票等を添付して、「石狩市医療的ケア児保育利用申請書」を市に提出します。

市は、提出された書類について、子ども発達支援センターや地区担当保健師、入所を希望する保育所等、訪問看護事業所等（看護師派遣の場合）、関係機関と情報共有し、児童の健康状態や発達状況、医療的ケアの内容、実施者などを含めた実施体制等を確認します。

また、保護者は入所を希望する保育所等へ訪問・見学を行うとともに、施設長等と面接を行います。

### (3) 医療的ケア児保育利用の可否の審査

提出された書類や関係機関の意見等をもとに、石狩市医療的ケア児等支援会議を開催し、医療的ケア児の保育利用の可否について審査を行います。

市は、医療的ケア児の身体その他の状況及びその者の置かれている環境や、入所を希望する保育所等の受入れ体制などを総合的に勘案して審査を行うものとしします。

### (4) 医療的ケア児保育利用の可否決定

石狩市医療的ケア児等支援会議の審査結果に基づき、医療的ケア児の保育利用の可否を保護者へ通知します。

保育利用が可能な場合は、保育所等への入所申込み手続きを案内します。

保育利用が困難な場合は、関係機関と協議し、他支援・サービスの検討・提案を行います。

#### ○ 保護者からの承諾書の提出

保育利用を可能とする決定を受けた保護者は、通知された医療的ケアの内容、利用期間、利用時間等について、承諾書を市に提出します。

## (5) 入所申込み

保護者は、保育所等への入所申込みに必要な書類を市に提出します。

## (6) 支給認定

医療的ケア児の保育利用には調整時間を十分確保する必要があることから、通常の保育利用調整とは別枠で保育の必要性を含め医療的ケア児保育の支給認定を行います。

本ガイドラインに基づき、児童の受入れを適切に行うことができる場合は、入所の決定を行い、教育・保育給付認定決定通知を保護者に送付します。

### ○ 主治医指示書作成

入所の決定通知を受けた保護者は、主治医に医療的ケアに関する指示書（市指定様式）の作成を依頼し、市に提出します。

なお、医療的ケアを実施する上で、主治医の指示内容が変わる場合はその都度提出します。

市は、提出された主治医指示書の内容を、医療的ケア実施施設（保育所等又は訪問看護事業所等）の看護師等へ情報提供します。

※主治医による文書作成に係る経費については、保護者負担とします。

## (7) 保育所等との調整、実施計画の作成

保育所等は、保護者及び児童と面談し、児童の状況や実施する医療的ケアの内容を確認し、保育利用開始前に必要な調整を行います。

また、看護師等は、安全かつ適正に医療的ケアを実施できるよう、主治医指示書に基づき、改めて保護者へ医療的ケアの内容を確認するとともに、医療的ケア実施計画書を作成し、保護者に説明の上、了解を得るとともに、その写しを市へ提出します。

## (8) 保育所等の利用開始

医療的ケア児が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するため、一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、短時間からならし保育を行い、保育や医療的ケアの内容を保育所等と保護者で確認します。

ならし保育の期間及び時間は、児童の状況や看護師等による医療的ケアの習熟等を勘案し、保護者と保育所等で相談して定めます。児童の状態によっては、期間等が延長・短縮される場合があります。

また、保育所等の利用開始後、集団保育や安全な医療的ケアの実施の継続が困難であると判断した場合は、保育所等の利用を中止する場合があります。

## (9) 医療的ケア児、保護者、保育所等に対するフォローアップ

安全かつ適正な医療的ケアの実施に向けて、関係機関が定期的に情報共有を行いながら、連携して、医療的ケア児、保護者、保育所等に対するフォローアップを行います。

### 3 医療的ケア実施関係者の役割

#### (1) 市の役割

市は、医療的ケアの実施体制や実施状況を適宜把握するとともに、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、必要に応じて指導・助言等を行うほか、関係機関に意見を求めます。

- ① 石狩市医療的ケア児等支援会議を設置し、医療的ケア児の保育ニーズの把握に努めるとともに、関係機関との情報共有、意見交換等を通じて、安全かつ適切な医療的ケア実施のための連携体制を構築します。
- ② 医療的ケア児に対する理解を深めるための情報発信や啓発に努めるほか、医療的ケア児の保育利用に必要な手続きや調整等をコーディネートし、保護者や保育所等を支援します。
- ③ 医療的ケア児の受入れ経験の無い保育所等が、医療的ケア児を受入れられるようにするために、医療的ケア児の理解を深める研修等を支援します。
- ④ 保育所等の受入体制や医療的ケア児の状況等に応じて、適切に医療的ケアを実施できると認められる訪問看護事業所等に看護師等の派遣を委託します。

#### (2) 保育所等の役割

保育所等は、本ガイドラインの内容を踏まえ、医療的ケア児の安全を確保するため、各施設内における医療的ケアに関する体制整備に努めます。

- ① 各施設長は、医療的ケア児の状態等を把握した上で、職員間での情報共有と医療的ケアの理解促進、人員体制等の環境整備、安全管理など、医療的ケア実施の支援体制を確立します。
- ② 医療的ケア児が保育所等内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長、担当保育士、看護師等が連携・協働して取り組みます。
- ③ 保護者や看護師等と連携して、日々の医療的ケア児の様子を把握し、集団保育のなかで、保育所等における生活の状況を保護者に報告します。
- ④ 主治医の指示内容、搬送する医療機関、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し（委託の場合は、訪問看護事業所等が作成）、緊急体制を整備するとともに職員に周知徹底を図ります。
- ⑤ 各施設長は、医療的ケア児の発達・発育状況を踏まえて、受入れクラスや生活の流れ、行事への対応、保育の進め方などを保護者と確認します。
- ⑥ 各施設の活動計画に基づき、医療的ケア実施の有無や安全面等について、保護者や看護師等と協議をします。
- ⑦ 個々の児童に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明



と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医への確認を求めます。

- ⑧ 看護師等から報告を受けたヒヤリ・ハット事例等について、対応を十分検討し、未然防止に努めます。

### (3) 看護師等の役割

保育所等に配置又は派遣された看護師等は、保護者、主治医と連携をとりながら、医療的ケア児の健康状態を適切に把握し、主治医の指示に基づいた医療的ケアを実施します。

- ① 安全かつ適正に医療的ケアを実施できるよう、主治医指示書に基づき、医療的ケア実施計画書を作成し、保育所等で実施する医療的ケアについて十分説明を行います。

また、保育所等又は訪問看護事業所等を通じて、その写しを市に提出します。

- ② 医療的ケアの実施内容を記録し、保護者に報告します。
- ③ 医療的ケア実施報告書を定期的に作成し、保護者に通知した上で、必要に応じて報告内容について主治医の確認を得ます。

また、保育所等又は訪問看護事業所等を通じて、その写しを市に提出します。

- ④ 緊急時は、保育所等の職員と協力し、緊急時対応マニュアルに基づき適切に対応します。
- ⑤ 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等を適切に使用・管理します。

### (4) 訪問看護事業所等の役割 ※看護師派遣の場合

訪問看護事業所等は、医療的ケア実施計画書に基づいた医療的ケアを行うため、医療的ケア児が在籍する保育所等へ看護師を派遣します。

- ① 主治医の指示内容、搬送する医療機関、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに保護者、保育所等、看護師等と情報共有を図ります。

- ② 医療的ケア児が安心して保育所等において生活できる環境等を整えるために、訪問看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めます。

- ③ 看護師等から報告を受けたヒヤリ・ハット事例等について、対応を十分検討し、未然防止に努めます。

### (5) 保護者の役割

保育所等における医療的ケアの実施には、保護者の理解と協力が不可欠なため、医療的ケア児の安全・安心確保のため、保育所等、主治医、看護師、市としっかりと連携をとります。

- ① 家庭における医療的ケアの実施状況や児童の様子等について、保育所等や訪問看護事業所等に伝達します。

- ② 保育所等や訪問看護事業所等から医療的ケア児の健康状態等について相談等があった場合は、必要に応じて主治医に伝えて改善の助言を得ます。

- ③ 定期的に医療機関を受診し、医療的ケアの内容に関わる事項は、主治医受診結果連絡票

を保育所等又は訪問看護事業所等に提出します。

- ④ 保育所等や市、訪問看護事業所等が必要に応じて実施する医療的ケアに係る面談を受けます。
- ⑤ 感染症等の発生によるリスクなど、保育所等の判断により、安全安心な施設等利用に係る調整を求めた場合は、協力するよう努めます。
- ⑥ 園外活動や看護師等の急な不在など、やむを得ない事情により保育所等において医療的ケアの実施が困難な場合は、保護者が医療的ケアを行います。
- ⑦ 常に緊急時の連絡手段を確保し、急な対応にも応じることができるようになります。
- ⑧ 医療的ケアに必要な物品を準備し保育所等へ提供するとともに、物品の点検及び整備を行います。なお、使用後の物品は、保護者が家庭に持ち帰ります。

#### 4 医療的ケア児の入所後の事情変更等について

##### (1) 入所後に医療的ケアの内容等が変更となった場合

保育所等へ入所後、児童の健康状態の変化など、医療的ケアの内容等が変更となった場合には、保護者は、その内容を保育所等や訪問看護事業所等へ速やかに報告するとともに、主治医が記入した主治医意見書または医療的ケア指示書を改めて市へ提出します。

市は、保育所等における医療的ケアの実施に影響がないか提出された書類や関係機関の意見等をもとに、石狩市医療的ケア児等支援会議を開催し、継続利用の可否を判断します。

なお、集団保育や安全な医療的ケアの実施の継続が困難であると判断した場合は、保育所等の利用を中止し、原則、退所となります。

##### (2) 入所後に医療的ケアが必要となった場合

入所時には医療的ケアを要しなかった児童が在籍中に、医療的ケアが必要となった場合には、児童の健康状態や医療的ケアの内容、保育所等の受入れ体制等を確認し、入所中の保育所等で受入れが継続できるか関係機関で協議します。

なお、医療的ケアの実施に関する保育利用の可否については、石狩市医療的ケア児等支援会議を開催し決定します。

##### (3) 受入れ体制の変更があった場合

異動や退職等の理由により、医療的ケアを実施する看護師等が変更となる場合は、職員間で十分な引継ぎを行うとともに、変更後の看護師等は、保護者へのヒアリングを実施し、児童の健康状態や主治医の意見等を確認します。

引継ぎの期間中、保育所等又は訪問看護事業所等の施設長が安全に医療的ケアを実施できないと判断する期間については、保護者に医療的ケアの実施を依頼する場合や、保育所等で子どもを受入れできない場合があります。